専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業で	事 業 の 種 類		事業の名称				事 業 の 所 在 地 (電 話 番 号)										
その他の事業			株式会社KPMG Ignition Tokyo				東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビルチング7階										
デジタルテクノロジー開発										(03 (3548	3)	514	44)		
業務の種類	業務の	該当労働	り 1日の所定	協定で定め	労働者の健康	及び福祉を確	保守るだ	らめに講る	ずる措置	労働	者から	の苦情の)処	17	י י	右 杨1	甘日 日日
	内容	者数	労働時間	る労働時間	(労働者	皆の労働時間の状況の把握方法)			理に	理に関して講ずる措置				協定の有効期間			
2 情報処理システムの分析・ 設計の業務	企業情報 🔨	47	7	8	(1) 1ヶ月に1	回、上長が適用	月対象者の	労働時間の)状況を	* 裁量労	働に関す	る相談窓 量労働制	^	令和	5年	7月	1日から
ES. 81 0/9/6/11)	のリスト				(1) 1ヶ月に1 把握1。必要に応 (勤怠システム	による による	を味るの)取得	ጵ1ቻŒቑ≾)^	一一一の運用	、裁軍学	働手当等 乱たる芸様	\checkmark	令和	6年	6月3	30日まで
5 − 2 システムコンサルタン トの業務	業務改 善、プロ	17	7	8	(1) 1 5月に1	回、上長が適用	月対象者の	労働時間の)状況を	* 裁量労	働に関す	る相談窓 量労働制	\wedge	令和	5年	7月	1日から
1 47516477	なろ:テ 🗸				(1) 1ヶ月に1 押据1. 水葉にか (勤怠システム	による	花髓 小野谷	茶保護する).)	の運用	、裁量学	を受ける。 関手当等 現まる基準	~	令和	6年	6月3	30日まで
6-9 弁護士の業務	特許、実 用新案、 意匠若し V	1	7	8	(1) 1 5月に1	回、上長が適用	月対象者の	労働時間の)状況を	^ 裁量勞	働に関す	る相談窓 量労働制		令和	5年	7月	1日から
	意匠若し 🗸				押握1. 必要にか (勤怠システム	による	K HEA (1) 107 74	ጵ1⊭1Œ đ ĉ).)	の運用	、裁量学	を 働手当等 またる基準	~	令和	6年	6月3	80日まで
6-12 弁理士の業務	訴訟事 件、審査 請求、異 V 禁申立	1	7	8	(1) 1ヶ月に1 押据1. 必要に応	回、上長が適用	月対象者の	労働時間の)状況を	↑ 裁量労	働に関す	る相談窓 戦量労働制 労働手当等 オス基集	\wedge	令和	5年	7月	1日から
	詩求、異 🗸				 	(1:7年77年867 による	花髓 小野谷	<i>ኡ1ዩ1</i> Εστ).)	の運用	、裁量学	を 動手当等 まる芸術	~	令和	6年	6月3	30日まで
														令和	年	月	日から
					()					令和	年	月	日まで
時間外労働に関する協定の届出年月日			令和 5年 6月22日														
	<u>-</u>	在 6	: B 99 □														

協定の当事者である労働組合の名称

職名 Sr.Professional Staff

又は 労働者の過半数を代表する者の

氏名 川野 まや子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を 代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

〇上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を |する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出された | 🌙 | ものでないこと。

令和 5 年 6 月 22 Ħ

職名 代表取締役社長 使用者

氏名 Tim Denley

中央 労働基準監督署長

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に入力すること。
- 2 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に 同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に入力すること。
- 3 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に入力すること。
- 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定年月日)を入力 時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には入力を要しないこと。